

## 議事録（概要）

会議名	令和3年度 第2回芦屋町地域公共交通会議					
会場	芦屋町役場3階 第31会議室					
日時	令和4年1月12日（水） 10:00～11:00					
委員の出欠	会長	中西 新吾	出	委員	田邊 泰史	出
	副会長	内田 晃	欠	委員	石川 智雄	出
	委員	池上 亮吉	出	委員	緒方 正典	欠
	委員	甲山 乙也	出	委員	三浦 弘光	出
	委員	野添 好弘	出	委員	久保田 靖彦	出
	委員	中川原 達也	出	委員	河野 健之	出
	委員	貞包 健一	出	委員	宗岡 卓也	出
件名・議題	<p>1. 会長挨拶</p> <p>2. 議事</p> <p>(1) 芦屋町地域公共交通計画（素案）の審議について</p> <p>(2) 地域公共交通確保維持改善事業評価について</p> <p>(3) 地域公共交通活性化協議会規約（案）について</p>					
合意事項 決定事項	●全議題について、承認が行われた。					

## 質疑応答及び意見と説明内容

<b>議事1</b> 芦屋町地域公共交通計画（素案）の審議について	
事務局	<p>芦屋町地域公共交通網形成計画に基づき、平成29年度から令和3年度まで環境改善を進めてきた。</p> <p>芦屋町地域公共交通ネットワークの改善を更に推進し、利用者が安全・快適に利用できる地域公共交通を形成することを目的として、令和4年度から令和8年度を計画期間とする芦屋町地域公共交通計画の策定を進めている。</p> <p>交通施策の評価、これまでの取り組み・評価について要点を絞って説明する。</p> <p>①芦屋中央病院のアクセス向上について 病院移転に伴い、タウンバス、巡回バスの路線の見直しやバス停の設置を行った。</p> <p>②公共交通に対する満足度の向上 タウンバス、巡回バスの再編成を行った。</p> <p>広域連携については検討を行ってきたが、郡内自治体でそれぞれ交通ネットワークについて一定の確立がされていることから困難との判断となり、実施には至っていない。</p> <p>③利用者しやすい環境整備</p>

	<p>バス停や駐輪場の整備を計画に基づき実施した。</p> <p>レンタサイクルの実施については、観光協会が観光道路において既に行っており、町内でのサイクルスポットの設置は需要が見込めないと判断し、導入していない。</p> <p>④町内外の交流の活性化 アンケートの実施や見やすい時刻表を作成し、バスロケーションシステムやICカードの導入を検討している。</p> <p>⑤公共交通サービスの提供 障がい者の割引サービスの実施。主な対象として高齢者の移動支援のため、町内100円運賃の試行を開始し、本実施に向けて動いている。</p> <p>公共交通利用者の回復のため、バス・タクシーのプレミアム乗車券の販売を行った。これら5点から公共交通網形成計画は概ね実施されたと考えられる。</p> <p>公共交通の課題について全国の動向及び芦屋町の動向の読み上げ（素案50P） 全国的に利用者が3割減少している状況が続いており、コロナ以前には戻らないと推測されている。</p> <p>公共交通の利用方針の読み上げ（素案54P） 各基本方針の目的を達成するための、今後の実施事業の説明（素案55P～58P） 数値目標の設定読み上げ（素案60P） バス利用者数など、数値をコロナ禍前の状況に戻していくことを当面の目標とする。</p>
委員	※質疑無し

<b>議事2</b> 地域公共交通確保維持改善事業評価について	
委員	<p>芦屋タウンバスの目標・効果達成状況をみると、目標を達しなかったとあるが、はまゆう・遠賀川駅線の年間利用者数については、目標より5人足りないだけでB評価となっており、かなりシビアな評価をされているかと思う。</p> <p>資料の③前回の事業評価結果の反映状況には、コロナウイルスにより減少した利用者を回復するため…と記載があり、それに対し⑥の事業の今後の改善点では、地域公共交通計画に基づき減少した利用者の回復を図るとしている。目標の設定を当初の計画策定時に行ったのであれば、コロナ禍の中でとても頑張っていると思うが、現状を踏まえ目標を見直したうえでの評価なのか良く分からない。</p>
事務局	<p>目標の設定については、令和2年6月に行っており、実績については、令和2年10月～令和3年9月までの数値となっている。タウンバスの2路線については、目標設定を誤ったのではないかと感じているところである。</p> <p>評価については、目標に達しなかった場合全てB評価としている。</p>
委員	<p>もっと自信をもって評価してもらってもいいと思う。</p> <p>他地域と比べてよく頑張っている。当方としては、もっと表現を良い方向に変えてもらっても問題ないと思っている。</p>

**議事3** 地域公共交通活性化協議会規約（案）について

事務局	<p>芦屋町地域公共交通会議と芦屋町地域公共交通活性化協議会と2つの組織が法律で規定されている。</p> <p>両組織は同じ内容で協議することが多く、構成委員が同じため合同会議で開催している。両組織の性質の観点から今後は芦屋町地域公共交通活性化協議会に一本化していくもの。</p> <p>性質について、公共交通会議の根拠法は道路運送法となる。位置づけは町の附属機関であり、町のタウンバスを運行する一事業者として、運賃や路線に対し承認を求めるものとなっている。</p> <p>地域公共交通活性化協議会の根拠法は活性化及び再生に関する法律となる。性質は外部組織となる。</p> <p>町の公共交通施策全般を審議するためのものとなっている。</p> <p>このことから活性化協議会で会議を開催する方が適切と考え議案に上げたもの。</p> <p>活性化協議会の設立にあたり、規約の改正が必要となっている。</p> <p>規約の変更点は2点。</p> <p>1点目は組織の構成について新たに2名加えるもの。</p> <p>利用者の声を広く集めるため、住民代表として芦屋町議会から1名を新たに入れ、また、交通施策において道路管理者との調整が必要となる点があるため、芦屋町都市整備課長を加えている。</p> <p>2点目は幹事会の設置の記載について改めるもの。</p> <p>幹事会を設置するとなっていたものを設置することができると改めた。</p> <p>会議を円滑に進めるために設置するものとなるため、必要に応じ、設置することができるという表現としている。特別な案件については、幹事会を設置するが、受持必要なものではないと考えている。</p> <p>会議から協議会に代わることとなるが、実際の運用で大きく変わることはない。</p> <p>施行日は令和4年4月1日からとなる。</p>
委員	※質疑無し

その他	
事務局	<p>地域公共交通活性化協議会の規約と地域公共交通計画の素案について、もう一度会議を予定しているが、コロナの感染が拡大している現状を踏まえ、パブリックコメント後に素案が大幅に変更されることになった場合のみ、皆様に直接お集まりいただく形とさせて頂く。</p>